

## 第9章 水道等給水施設に関する基準

### 1 水道施設に関する法規定

(開発許可の基準) 抜粋

#### 法第33条第1項

- 4 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

### 2 給配水施設の計画

開発区域内における給配水施設の規模並びに配置の設定は、当該開発区域の規模、地形及び予定建築物の用途により定めなければならない。なお、住宅市街地の開発に当たっては、開発区域の規模、予定建築物等の配置計画に基づいて設定することとなる計画戸数、人口並びに人口密度により定めなければならない。

### 3 給配水施設の設定

法第33条第1項第4号の基準については、当該開発区域の給水区域に含む水道事業者と協議を行い、かつ当該水道事業者から給水を受ける場合には、協議が整っていることをもって基準に適合しているものとする。

なお、その他の水道法に基づく水道事業の基準に適合したものでなければならない。

### 4 給配水施設の設計における留意点

給配水施設の設計は、次の事項を勘案して、当該開発区域及び周辺地域に対して想定される給水需要に支障をきたさないように留意すること。

- (1) 開発区域の規模、形状、周辺状況（需要総量、管配置、引込み点、給配水施設等）
- (2) 開発区域の地形、地盤の性質（給配水施設の位置、配管材料、構造等）
- (3) 予定建築物の用途（需要量）
- (4) 予定建築物の敷地の規模及び配置（需要量、敷地規模と建築規模、配管方法）

なお、特に受水槽を必要とする場合は、水道管理者と協議し、その指示に従うこと。

### 5 設計の判断

給水施設の設計が「水道施設に関する法規定」等の基準に適合しているか否かの判断は次による。

- (1) 開発区域の大小を問わず、当該開発区域を給水区域に含む水道事業者と給水装置工事設計施工指針に基づき協議が行われていること。
- (2) 区域内給水が水道事業者からの給水によって行われるときは、(1)の協議が整っていること及び当該水道事業者が定める設計をもって本基準に適合するものとする。

- (3) 区域内に新たに水道を敷設する場合(給水人口 101 人以上の自家用水道等に、従来の給水人口規模に相当する「飲用その他生活用途の 1 日最大給水量の基準 (20m<sup>3</sup>)」を加入した専用水道)で当該水道が水道法又はこれに準じる条例の適用を受けるときは、これらの法令に基づく認可等を行う権限を有する者(滋賀県生活衛生課)から認可等を受ける見通しがあり、かつ水道法関係法令に適合している設計であれば、本基準に適合するものとする。

## 6 その他

東近江市のうち八日市 8 地区、五個荘地区、能登川地区、蒲生地区及び永源寺地区は、「東近江市水道事業の設置等に関する条例」第 3 条第 2 項に基づき、東近江市水道事業の給水区域である。

また、愛東地区、湖東地区については、愛知郡広域行政組合水道事業の給水区域である。